

議案第 8 号

飯能市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 14 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 6 号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）」を、「卒業した後」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格) 第 1 1 条の 2 法第 2 1 条第 3 項に規定する条例で定める市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 省略 (6) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 3 6 年勅令第 6 1 号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)</u>、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7)～(11) 省略	(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格) 第 1 1 条の 2 法第 2 1 条第 3 項に規定する条例で定める市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 省略 (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 3 6 年勅令第 6 1 号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7)～(11) 省略

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののようになり、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（特別管理産業廃棄物管理責任者の資格） 第八條の十七 法第十二條の二第九項の環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一 感染性産業廃棄物を生ずる事業場 イ・ロ（略） ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者 二 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場 イ・ハ（略） ニ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。ホにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、四年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（特別管理産業廃棄物管理責任者の資格） 第八條の十七 法第十二條の二第九項の環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一 感染性産業廃棄物を生ずる事業場 イ・ロ（略） ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者 二 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場 イ・ハ（略） ニ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。ホにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、四年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ホ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、五年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ホ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、五年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（環境衛生指導員の資格）
第十六條 法第二十條の環境省令で定める資格は、次のとおりとする。

（環境衛生指導員の資格）
第十六條 法第二十條の環境省令で定める資格は、次のとおりとする。

一（略）
二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学、理学、工学若しくは農学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者

一（略）
二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学、理学、工学若しくは農学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者

三（略）

三（略）

附則
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

参考

○環境省令第二十七号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十二条の二第九項、第二十条及び第二十一条第三項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月八日

環境大臣 中川 雅治